# 訪問看護事業利用 重要事項説明書

あなたに対する訪問看護事業利用サービス提供開始にあたり 当病院(以下「事業者」という。)があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業者

事業所名称	都農町国民健康保険病院
事業所の所在地	宮崎県児湯郡都農町大字川北5202番地
法人の種別	都農町立(町立病院)
事業所の代表者の氏名	都農町長 坂田 広亮
電話番号	0983-25-1031
ファックス番号	0983-25-1032

## 2 御利用事業所で併せて実施する事業

事業の種類		宮崎県知事€	利用定員	
		指定年月日	指 定 番 号	
在宅	訪問看護	平成12年2月16日	4512010382	特になし
	訪問リハビリテーション	平成12年2月16日	4512010382	特になし
	居宅療養管理指導	平成12年2月16日	4512010382	特になし

## 3 事業の目的及び運営方針

- 1 要介護状態等なった場合においても、御利用者様が可能な限り居宅において、 その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護専門職の 立場から側面的に援助します。
- 2 御利用者様の意思及び人格を尊重して、常に御利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 3 地域との結び付きを重視し、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、その他 保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

## 4 職員の職種、人数及び職務内容

職員の種類 員数		区分   常勤   非常勤			常勤	常勤換算 をした場合	職務内容	
1970 - 12790	<i>&gt;</i> \ <i>&gt;</i> \	専従	兼務	専従	兼務	の人員数	1973/37 3 12	
管理者	1人		0人				管理者	
看護師	3人	2人	1人			2.5人	訪問看護 全般	

## 5 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から金曜日 (祝祭日・年末年始を除く)
営業時間	午前8時15分から午後5時まで
緊急時	緊急時は、上記にかかわらず訪問看護担当看護師へご連絡下さい。

6 サービスの提供方法及び内容 介護サービス提供計画に基づいて行います。

/1 吱 / し / 1	
介護サービスの提	訪問看護サービスの提供に際しては、あらかじめ、介護支援専門員が作成した
供	居宅介護サービス計画書に沿ってサービスを提供します。
	看護師が居宅を訪問し、主治医の指示に基づいて、療養上の世話、必要な 診療の補助を実施します。
問い合わせ又は利	訪問看護サービスの提供に関する問い合わせ又は利用申込は、電話、
用申し込み方法	文書及び事業所への来所により受け付けます。

## 7 利用料及びその他の費用 (1) 法定給付

(1) 法定給付		
区分	利用料	
法定代理受領の場	介護報酬の告示上の額	
合	(訪問看護サービス費の1割)	
	・所要時間20分未満の場合	266円
	・所要時間30分未満の場合	399円
	・所要時間30分以上1時間未満の場合	574円
	・所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	844円
	・所要時間30分未満の場合で看護師2人以上による場合	254円
	・所要時間30分以上の場合で看護師2人以上による場合	402円
	・訪問看護サービス提供体制加算	3円
	·看護師 緊急時訪問看護加算2	月 315円
	·看護師 特別管理加算(I)	月 500円
	·看護師 特別管理加算(Ⅱ)	月 250円
	・早朝加算(午前6時~午前8時)	所定単位数の25/100
	•夜間加算(午後6時~午後10時)	所定単位数の25/100
	·深夜加算(午後10時~午前6時)	所定単位数の50/100
	<ul><li>・ターミナルケア加算</li></ul>	死亡月 2500円
	·初回加算	1月 300円
法定代理受領で	介護報酬の告示上の額	
ない場合	(訪問看護サービス費に同じ)	
	・所要時間20分未満の場合	2660円
	・所要時間30分未満の場合	3990円
	・所要時間30分以上1時間未満の場合	5740円
	・所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	8,440円
	・所要時間30分未満の場合で看護師2人以上による場合	2540円
	・所要時間30分以上の場合で看護師2人以上による場合	4020円
	・訪問看護サービス提供体制加算	30円
	·看護師 緊急時訪問看護加算2	月 3150円
	·看護師 特別管理加算(I)	月 5000円
	·看護師 特別管理加算(Ⅱ)	月 2500円
	•早朝加算(午前6時~午前8時)	所定単位数の25/100
	•夜間加算(午後6時~午後10時)	所定単位数の25/100
	•深夜加算(午後10時~午前6時)	所定単位数の50/100
	・ターミナルケア加算	死亡月 25000円
	•初回加算	1月 3000円
,		

## (2) 法定外給付

区分	利用料
	利用料の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して訪問看護サービスを行うを行う場合には、それに要した交通費を請求します。
	10 km以上 1回につき 500円

## 8 通常の事業の実施区域

事業の実施区域	都農町	川南町	
---------	-----	-----	--

## 9 苦情申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者	河野千恵子(かわのちえこ)海野澄子(うみのすみこ)
	ご利用時間	午前9時から午後5時まで
	デ利用方法	電話 0983-25-1031
		面接(相談室) 苦情箱(施設内に設置)
その他の窓口	宮崎県国保連合会苦情	相談窓口 電話 0985-35-5301
	都農町福祉課介護保険	係 電話 0983-25-5714

## 10 具体的取扱い方針

サービスの提供	・正当な理由なく訪問看護サービスの提供の拒否はしません。 ただし、通常の事業の実施地域等を勘案し、御利用者様に対して 自ら適正な訪問看護サービスを提供することが困難な場合は、 適当な他の訪問看護事業者を紹介します。
受給資格証の確認	<ul><li>・訪問看護サービスの提供を開始する際に、被保険者資格、 要介護認定等の有無及び有効期間等の受給資格証の確認を させていただきます。</li><li>・被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、それを 配慮して訪問看護を提供します。</li></ul>
	・要介護認定を受けておられない御利用者様については、本人の 意向を踏まえて介護認定申請に必要な援助を行います。
居宅介護支援 事業者との連携	・訪問看護サービスが円滑に提供できるよう、居宅介護支援事業者 その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との 密接な連携に努めます。
保険給付の請求 のための証明書 の交付	・法定代理受領サービスに該当しない訪問看護に係る利用料を 請求した場合は、提供した介護サービスの内容、費用の額等を 記載したサービス提供証明書を交付します。

## 11 秘密保持

業務上知り得た御利用者様又はその家族等の秘密は守ります。

サービス担当者会議等において御利用者様の個人情報又は利用者の家族の個人情報を用いることがありますが、関係者以外の外部に情報が漏れることはありませんのでご安心下さい。

## 12 事故発生時の対応

御利用者様に対して、訪問看護を提供したことにより損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、御利用者様の過失による事故の場合は損害賠償と行いません。

私は、本書面に基づいて当施設 上記重要事項の説明を受け内名	氏名		)から		
	令和	年	月	日	
御利用者様	住所				
	氏名				印
代理人	住所				
	氏名				印
	続柄				